平成２２年（フ）第１４１号
佐賀県佐賀市中央本町１番10号
破産者　株式会社コオダ貿易
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１０号
熊本市長嶺東１丁目５番18号
破産者　有限会社川内工務店
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７０号
熊本県玉名郡和水町上板楠1355番地
破産者　株式会社サンライト技研
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第４０８号
埼玉県越谷市七左町８丁目215番地10
破産者　株式会社交環
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
岐阜県各務原市緑苑中１丁目63番地
破産者　田中　和夫
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２６２号
岐阜県各務原市緑苑中１丁目63番地
破産者　田中千加子
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８０号
岐阜市竜田町８丁目２番地２
破産者　株式会社アイミ
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８１号
愛知県愛西市落合町中通61番地６
破産者　中野　愛弓
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９号
和歌山県橋本市高野口町上中92番地の２
破産者　株式会社中島組
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３００号
和歌山県橋本市高野口町名倉429番地
破産者　金岡　俊郎
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１９年（フ）第８５号
徳島県阿南市長生町露木11番地２
破産者　株式会社日好組
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１１０１号
鹿児島県伊佐市大口小木原字原ノ前1223番の１
破産者　有限会社日進木材工業山野工場
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９３号
熊本県八代市田中東町弐号５番地
破産者　有限会社シバタ鉄工
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９１号
宮崎市古城町鍬原田2830―３
破産者　有限会社エイド
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２１号
長野県下伊那郡下條村陽皐1808番地の１
破産者　村松　直夫
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６７号
長野県飯田市鼎切石3997番地14
破産者　下平真太郎
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２７０１号
北海道江別市見晴台４番地の16
破産者　小森　朋美
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４号
釧路市美原２丁目６番2105号　美原公営住宅Ｍ１
破産者　松崎奈津子
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
青森市筒井３丁目12番10号　フローレンス305号館203号
破産者　佐藤　康夫
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
茨城県つくば市作谷1227番地７
破産者　石川日登美
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４８号
群馬県高崎市箕郷町矢原44番地７　ＳＫアパートＢ
破産者　松田　公明
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８７号
群馬県高崎市上中居町３番地１
破産者　大村田　実
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部